

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年6月16日
事業者の氏名又は名称	有限会社ハロータクシー(法人番号1470002002260)(代表者 寺師大祐)
事業者の所在地	香川県高松市木太町1356番地3号
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県高松市木太町1356番地3号
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和7年6月9日に、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。